

# 告示

## 埼玉県告示第四百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア滑川つきのわ店

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十九番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 千三百六十八平方メートル

（変更後） 千百九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 五五台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 四一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 三二台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 七六平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 一九立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一〇立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後九時

（変更後） 午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後） 午前八時三十分から翌午前零時三十分

### ハ 変更年月日

令和二年五月十二日外

ニ 届出年月日

令和元年九月十一日

ニ 縦覧期間

令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課